

長崎県・長崎住吉郵便局元局長による現金詐取事案について(調査結果)

長崎県・長崎住吉郵便局(長崎県長崎市千歳町5-1、局長 井川 博光)の元局長が、複数のお客さまから現金を詐取していた事案について、2021年4月6日にお知らせしましたが、社内調査に一定の目処が付いたことから、調査結果及び補償対応状況をご報告するとともに、再発防止策についてお知らせいたします。

本事案につきまして、被害を受けられたお客さま並びに関係者の皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

1 調査結果

(1) 事案の概要

1996年11月から2021年1月までの間、長崎住吉郵便局の元局長(以下「元局長」)が、複数のお客さまに対し「利率の良い特別な貯金がある」旨、架空の貯金預入勧奨等の方法により、金銭を詐取しておりました。

(2) 被害状況

ア 被害者：62名(168件)

イ 詐取額：12億4,331万円(実損額：約9億7千万円)

※元局長は、これまで約2億7千万円を元金や利子としてお客さまに返金していることが判明しております。

ウ 被害を受けられたお客さまの属性

- ・元局長の知人(その紹介含む) 35名
- ・元局長の親族(その紹介含む) 18名
- ・顧客(その紹介含む) 9名

(3) 行為者

長崎住吉郵便局 元局長(60代、男性) ※2019年3月31日：雇用期間満了により退職

(4) 手口

元局長は、お客さまから金銭を詐取するに際して、不正に入手したMMC証書や私製の預かり証に預かり金額等を記載し、お客さまに交付しておりました。

(5) 動機、費消先

元局長はゴルフや飲食等の遊興費、不動産や車の購入、お客さまへの元利金支払いに使ったと申し立てていますが、全体像は明らかになっておりません。

これを明らかにするため、警察捜査に全面的に協力しております。

(6) 発覚の端緒

昨年12月にお客さまから郵便局に、「元局長から高利率の貯金の勧誘を受けたが断った」旨、お申し出があり、日本郵便において社内調査に着手したところに、本年1月27日、被害に遭われた方が、ゆうちょ銀行長崎店に「元局長に貯金の解約を申し入れたが、応じてもらえない」旨、お申し出があり、あわせて社内調査を行ったところ、本件が判明したものです。

2 被害を受けたお客さまへの対応等

被害を受けられたお客さまに対しては、調査結果を踏まえて、原則として実損額※を補償させていただくこととしており、次の通り対応しております。

※実損額：お客さまが元局長に交付した金銭と現在までにお客さまが元局長から返金・利子等として受領した金銭の差額

〔対応状況（2021年5月31日現在）〕

- ・2021年5月12日、被害を受けられたお客さまあてに弊社補償方針について書面を発送
- ・同月13日以降、被害を受けられたお客さま（62名）に補償方針を順次個別説明
- ・これまで、44名（134件、約7億5,451万円）の方が補償方針についてご了承の意向
- ・ご了承いただいたお客さまのうち12名（19件、約9,293万円）は、既に和解契約書をご提出いただき、支払事務手続中

被害を受けられたお客さまに補償した実損額について、元局長に請求することとしております。

なお、既に元局長から債務承認書の取得を行っており、今後、弁護士と相談の上、回収に努めてまいります。

3 再発防止策

日本郵便として総力を挙げて早期の全容解明に努め、お客さまの被害の状況、従来の取組の問題点、課題をすべて洗い出し、長期間発見できなかったこと等の原因分析、これまでの再発防止策が十分に機能していたかどうかの検証を行い、再発防止に取り組んでまいります。

なお、具体的な取組内容については、別紙のとおりです。

4 経営責任・関係者処分

社内調査結果に加え、警察の捜査によって判明する事項等を踏まえ、対処致します。

5 その他

社員に対するコンプライアンスの徹底に努め、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

以 上